





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年11月30日(火) 号 外(第4号)

■ 目 次

- 1	
	ペーシ
人事委員会規則	
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
○同	2
○群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	2
企業管理規程	
○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(経営戦略課)	2
病院管理規程	
○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課)	3

人事委員会規則

布する。 職 員の初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則の 部を改正する規則をここに公

令和三年十一月三十日

群馬県人事委員会規則第二十三号

: 馬県人事委員会委員長 森 田 均

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 〈の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県人事委員会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

別表第二行政職給料表の部九級の項中 《則第四号)の一部を次のように改正する。

務局の長の職務う委員会等の事 育次長の職務 難な業務を行う教 を

務務局の長の職場庁の部長、合計 務局の長の職務う委員会等の事 監の職務 育次長の職務
教育委員会における困難な業務を行う教 トランスフォー メー -ショ ン推進

に改める。

この規則は、

から 適用する。 公布の 日から施行 Ļ 改正後の別表第二の 規定は、 令和三年 · 四月

布する。 職員の初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則の 部を改正する規則をここに

令和三年十一月三十日

:馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

規則第四号)の一部を次のように改正する。職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和三十二年群馬県人事委員会

> 別表第二行政職給料表の部九級の項中 乛 危機管理監」を削 を

監の職務 トランスフォー メーショ ン推進

一 危機管理監の職務 推進監の職務 デジタルトランスフ オ メー ・ショ

に改める。

この規則は、

令和三年十二月 日 から施行する。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年十一月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会規則第二十五号

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (平成十一年群馬県人事委員会規則第六

号)の一部を次のように改正する。 の百分の百に相当する額を加算した額)」を加える。 しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、 第五条第二項第一号中「二百九十円」の下に「(同項第一号の作業のうち心身に著 当該額にそ

この規則は、 令和三年十二月一 日 から施行する。

企 業管理規程

日

群馬県企業職員の給与に関する規程の 和三年十一月三十日 一部を改正する規程をここに公布する。

中 島 啓

介

群馬県企業管理者

群馬県企業管理規程第二十号

部を次のように改正する。 群馬県企業職員の給与に関する規程 |県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 号) の

七・五」を「百分の九十二・五」に改め、 「百分の百十二・五」 第十五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、 「百分の七十二・五」を「百分の六十二・ 同条第三項中「百分の百二十七・五」を 五. に、 「百分の 「百分 百

この規程は、

令和三年十二月一日から施行する。

五」に改める。 の百七・五」を「百分の九十二・五」に、 この規程は、附則 「百分の六十二・五」を「百分の五十二・

令和三年十二月一日から施行する。

病院管理規程

令和三年十一月三十日群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。 太

群馬県知事 Щ 本

群馬県病院管理規程第十七号

の一部を次のように改正する。 群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十第二十九条第二項中「、百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、二・五」に改め、同条第三項を次のように改める。 とあるのは「百分の六十二・五」と、 十二・五」とする。 「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五週用については、同項中「百分の百十二・五」

3

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111